

制度についての質問にお答えします その③

☆質問 1 現在 65 歳以上 75 歳未満で障害認定により老人保健に加入している場合は、どうなりますか？

答え すでに障害認定を受け老人保健に加入されている場合は、そのまま後期高齢者医療制度に移行することになりますが、後期高齢者医療制度へ加入しないことも可能です。

ただし、加入しない場合には、鳥取県特別医療費助成制度の対象となるかどうか、健康保険料の額などの比較も必要ですので、担当窓口へご相談ください。

☆質問 2 保険料はいつわかりますか？

答え 制度開始により、平成 20 年 4 月支給分の年金から天引き（特別徴収）が始まります。特別徴収該当の方には、保険料額（仮算定額）を平成 20 年 4 月にお知らせします。

年金からの天引きの対象とならない方（普通徴収）については、平成 20 年 7 月に保険料額をお知らせし、併せてお届けする納付書または口座振替などでお支払いいただくことになります。

☆質問 3 私は 72 歳で国民健康保険の被保険者ですが、夫は 75 歳になり、後期高齢者医療制度に加入します。私の保険はどうなりますか？また、保険料はどのようになりますか？

答え 75 歳になられた方は、国民健康保険やお勤め先の健康保険などから後期高齢者医療制度へ変更になります。その方以外の国民健康保険被保険者は、そのまま国民健康保険に加入することになります。保険料については、後期高齢者医療制度に加入した夫は、後期高齢者医療保険料を支払い、国民健康保険税には夫の分は、算定されなくなります。

※後期高齢者医療制度についての問い合わせ先

福祉保健課 ☎ 0859 - 54 - 5207
中山支所福祉課 ☎ 0858 - 58 - 6112
大山支所福祉課 ☎ 0859 - 53 - 3136
鳥取県後期高齢者医療広域連合
☎ 0858 - 32 - 1097

※おことわり

この内容は、国が示す資料などを基にしていますが、今後変更されることもあります。



平成20年4月から
「後期高齢者医療制度」が始まります

現在、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は国民健康保険や健康保険などに加入しながら、「老人保健制度」で医療給付を受けていますが、この老人保健制度は平成19年度で廃止され、平成20年4月からは新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療給付を受けることになります。